

◇番号：201904

◇研究機関名	広島大学，東京大学，人間文化研究機構	◇不正の種別	旅費の重複受給，旅費の虚偽請求
◇不正が行われた年度	平成 23～30 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 8 月 28 日
◇不正に支出された研究費の額	9,996,934 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 30 年 8 月 31 日付けで広島大学を退職し，同年 9 月 1 日から東京大学に採用された教員（以下，「当該教員」という。）について，同年 9 月 26 日，東京大学から広島大学に照会があり，過去に広島大学と東京大学から当該教員に支給した旅費が重複している可能性があることが発覚した。

【調査に至った経緯等】

予備的調査を行った上で，広島大学と東京大学で打合せを行い，両機関において調査の必要があることを認識したことから，両機関ともに本調査の実施を決定し，連携して調査を実施することとなった。

調査の過程で，人間文化研究機構が当該教員に支給した旅費との重複が新たに発覚したため，人間文化研究機構でも本調査の実施を決定し，3 機関で連携して調査を実施することとなった。

◇調査

【調査体制】

○広島大学

研究費等不正使用調査委員会（学内委員 5 名，学外委員 1 名（弁護士））を設置。

○東京大学

競争的資金等不正使用調査委員会（学内委員 4 名，学外委員 2 名（弁護士，公認会計士））を設置。

○人間文化研究機構

公的研究費等の不正使用の疑義に関する調査委員会（学内委員 4 名，学外委員 2 名（弁護士，公認会計士））を設置。

【調査内容】

・調査期間

○広島大学 平成 30 年 10 月 26 日～令和元年 8 月 1 日

○東京大学 平成 30 年 10 月 17 日～令和元年 8 月 9 日

○人間文化研究機構 平成 31 年 3 月 27 日～令和元年 8 月 5 日

・調査対象

当該教員が使用した全ての研究費について，証拠書類が保管されている期間の支出状況等を調査。

広島大学：平成 23～平成 30 年度，科学研究費助成事業については，証拠書類が保管されている補助金分 平成 25～平成 30 年度，基金分 平成 24～平成 30 年度

東京大学：平成 23 年度から平成 30 年 8 月

人間文化研究機構：平成 24 年度～平成 29 年度

・調査方法

書面調査，現物調査，当該教員の出張先機関への照会，当該教員及び関係者へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種類】

旅費の重複受給，旅費の虚偽請求（以下，「重複受給等」という。）

【不正の具体的な内容】

・ 動機、背景

当該教員は，研究成果を挙げることによって広島大学から他大学に転出したいと考えていたが，研究費を年度内に執行しなければ，高い評価を受けることができないとの誤った認識を持っており，研究費を年度内に執行するため，旅費の重複受給等を行っていた。

・ 手法

当該教員は，複数の機関に対し，各機関が求める要件を満たした出張申請書及び旅行報告書を提出し，旅費を請求していた。その際，当該教員は，いずれの機関に対しても，他の機関から旅費が支給される事実を申告せず，旅費を重複受給していた。

また，実際と異なる行程で旅費を請求し，虚偽請求を行っていた。

更に，当該教員の研究室の学生の旅行の一部についても，複数の機関に旅行報告書を提出，旅費を請求し，当該教員は学生に支給された旅費について，学生から現金で戻させていた。

・ 不正に支出された研究費等の種類、額

○広島大学

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	54,780 円	平成 24 年度	1 人
	34,910 円	平成 27 年度	
科学研究費助成事業	53,540 円	平成 25 年度	1 人
	171,458 円	平成 26 年度	
科学研究費助成事業	40,650 円	平成 25 年度	1 人
	598,236 円	平成 26 年度	
	43,530 円	平成 27 年度	
科学研究費助成事業	262,530 円	平成 28 年度	1 人
	18,230 円	平成 29 年度	
科学研究費助成事業	209,742 円	平成 29 年度	1 人
	130,280 円	平成 30 年度	
科学研究費助成事業	155,810 円	平成 30 年度	1 人
農林水産省委託事業	68,670 円	平成 24 年度	1 人
	350,070 円	平成 25 年度	
農林水産省委託事業	198,230 円	平成 25 年度	1 人
	336,188 円	平成 26 年度	
	107,450 円	平成 27 年度	
	304,550 円	平成 28 年度	
	402,170 円	平成 29 年度	
環境省環境研究総合推進費	66,080 円	平成 23 年度	1 人
	15,000 円	平成 24 年度	
	268,090 円	平成 25 年度	
学内予算	18,440 円	平成 24 年度	1 人
	235,420 円	平成 26 年度	

	34,610 円	平成 27 年度	
	30,890 円	平成 28 年度	
計	4,209,554 円		1 人 (実人数*)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

○東京大学

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
文部科学省補助事業	166,900 円	平成 24 年度	1 人
	436,500 円	平成 25 年度	
	1,325,660 円	平成 26 年度	
	544,200 円	平成 27 年度	
	620,660 円	平成 28 年度	
	920,630 円	平成 29 年度	
	174,430 円	平成 30 年度	
科学研究費助成事業	34,580 円	平成 28 年度	1 人
運営費交付金	70,420 円	平成 23 年度	1 人
	18,680 円	平成 28 年度	
	77,340 円	平成 30 年度	
寄附金	87,620 円	平成 23 年度	1 人
計	4,477,620 円		1 人 (実人数*)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

○人間文化研究機構

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
運営費交付金	36,310 円	平成 24 年度	1 人
	159,400 円	平成 25 年度	
	384,200 円	平成 26 年度	
	100,710 円	平成 27 年度	
	423,320 円	平成 28 年度	
	205,820 円	平成 29 年度	
計	1,309,760 円		1 人 (実人数*)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

○3 機関合計 9,996,934 円

・私的流用の有無

当該教員は、重複受給等した旅費について、研究室のロッカーに現金で保管していたほか、本人名義の銀行口座に入金し保管していたが、その銀行口座には重複受給等していた旅費を上回る金額が保管され続けており、当該教員は、重複受給等した旅費を使用することのないまま保管していたと認められることなどから、本事案において私的流用があったとは認められない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員は、ヒアリングや当該教員から提供のあった資料等において、今回の研究費の不正使用に関し、共同研究者や学生は本事案に一切関与せず、全て自身が行ったものであると、旅費の重複受給及び虚偽請求を認め、反省の弁を述べている。

また、当該教員から各機関へ提出された旅行報告書及び当該教員から提供のあった資料を確認した結果、旅費の重複受給等が行われたことは明白であるため、3 機関合計 9,996,934 円について、研究費の不正使用と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

当該教員は、広島大学在籍中、研究倫理教育・コンプライアンス教育を受講し、事実と異なる書類を作成し大学に提出することが重大な不正行為であることを認識した上で、旅費の重複受給を計画し現金を受領しており、研究者としての倫理観が著しく欠如していた。

また、学生に支給した旅費については、当該教員が宿泊や交通機関の手配、支払いも含め、すべての旅費手続きを行い、学生は自分の銀行口座に入金された旅費を現金で当該教員に渡しており、学生には不正行為が行われているとの認識がなかった。

【再発防止策】

○広島大学

- ・ 事実と異なる書類を提出することは不正行為であり、懲戒処分の対象となる可能性があることを、部長等意見交換会を通じ、所属する全教員に改めて周知した。
- ・ 新採用教職員研修や研究倫理教育・コンプライアンス教育の資料に、今回の不正事例について発生要因も含め具体的に記載し、注意喚起を行った。また、学生に対する教育の資料にも具体的な記載を追加する。
- ・ 旅行報告書の様式を見直し、他機関からの旅費支給の有無を必ず選択するよう変更する。
- ・ 内部監査の対象を拡大しながら引き続き実施し、疑義が生じたものについては、用務先への出張事実の確認を新たに行う。
- ・ 新採用教職員研修や研究倫理教育・コンプライアンス教育において、旅行者本人が旅費手続きを行うよう改めて周知する。
- ・ 学生が旅費手続きを教員任せにせず、学生本人が手続きを実施するよう、手続上、学生自身が第三者と接するような事務手続フローとする。

○東京大学

- ・ 出張旅費の支給については、依頼出張の場合も含め、引き続き、事前申請の徹底と精算払いを原則としていく。
- ・ 他機関の研究者に出張依頼する場合、出張旅費システムへの入力には、東京大学の教職員が代理申請することとしている。代理申請を行う教職員等に対して、申請書様式の必要事項の確実な記入など出張依頼における適正な旅費申請手続きについて、旅費サイトの充実や部局説明会の実施等により、啓発していく。
- ・ 出張旅費システムの機能を改めて周知することによって、出張旅費システムに構築している航空券、新幹線、宿泊施設、ビジネスパックのオンラインによるチケット等手配（発券）依頼を推奨し、旅費支給の適正化と効率化を図っていく。
- ・ 学内ポータルサイトや研究科長・学部長・研究所長合同会議、事務（部）長会議において今回の事案概要を周知し、研究費の適正執行に関わる注意喚起を行うとともに、予算の繰越し制度を含む研究費執行における取扱上の留意事項を改めて全学周知する。
- ・ 内部監査において、無作為抽出による出張旅費システムでの出張（命令・依頼）申請から報告までのフローや執行状況などの旅費制度に対する準拠性の検証、旅費の実態に関する事後確認の範囲などを拡大（件数、対象者等）しながら、引き続き実施していく。

○人間文化研究機構

- ・ 研修会の実施については周知する対象者を広げ、機構には所属していないが運営費交付金を財源として活動する共同研究員等の参加を積極的に促す。研修会では、具体的な旅費等の執行手続きについての注意事項や研究費の繰越し・返納の手続きを行うことが以後の研究費獲得の妨げとはならないことなども

周知徹底するとともに、他大学等での研究費不正使用事例も紹介するなど、適切な執行に繋がるよう、より一層教職員等の意識改善を図る。

- ・ 旅行報告書の様式に、同一の出張に対して他機関や他経費からの旅費支出の有無を記入する項目を追加するとともに、報告書に宿泊先や面談者の記載漏れがないよう周知徹底し、機構内で記載事項の統一を図る。また、報告書及び関連書類等と突合して、出張における用務内容の確認を徹底するよう改めて周知する。
- ・ 組織的な牽制機能の充実を図るため、機構に所属していない研究者の旅費事案について、毎年度内部監査の対象とし、サンプル抽出により、宿泊先・面談者等の記載内容について出張用務先・依頼元へのヒアリング等を実施する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・ 関係者の処分

広島大学において、学内規程に基づき、教育研究評議会に審査会を設置し、懲戒に相当する量定の認定を審査した結果、令和元年8月27日に、当該教員を諭旨解雇相当と認定した。

・ 本件の公表状況

令和元年9月13日、3機関のホームページに公表（氏名公表なし）